

令和 7 年度 第 3 回社会教育委員会会議

○事務局 皆さんこんにちは。お忙しいところありがとうございます。

皆様おそろいになりましたので、ただいまより、令和 7 年度 3 回目の守口市社会教育委員会会議を始めさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、御多忙中御出席を賜り、誠にありがとうございます。

会議を始める前に、本日の欠席委員を御報告させていただきます。千石委員におかれましては、欠席の連絡をいただいております。

なお、この会議につきましては、議事録作成のため録音させていただきます。

それでは早速ですが、深田議長、よろしくお願いいたします。

○議長 皆さん、こんにちは。桜の話題がしっかり放送されているように思いますが、守口市では桜を見る余裕があるかないか、なかなか難しいところもあるというように思うんですけれども、本会議を有効にやっぱりやっていくために、これからも社会教育の課題とか、そういうものにも挑戦をいたしまして、頑張った結果を出していきたい、このように思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

それでは早速ですが、令和 7 年度の第 3 回目の守口市社会教育委員会会議の議題に入りたいと思います。

まず、配付資料の確認を、事務局よりお願いをいたします。

○事務局 はい。それでは資料の御説明をさせていただきます。

本日お持ちいただきました資料の御確認をお願いいたします。

本日の資料が、「議事次第」、「委員名簿」、「座席表」、「守口市社会教育関係団体補助金交付要綱の改正案」、「守口市社会教育関係団体補助金交付要綱の改正箇所を書いた書類」、そして現行の「守口市社会教育関係団体補助金交付要綱」、最後に、「令和 6 年度の守口市立図書館運営状況についての評価及び今後の運営について」という資料になっております。

以上でございます。

○議長 ありがとうございます。

続きまして、議題 1 の守口市社会教育関係団体補助金交付要綱の改正について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 はい。それでは御説明させていただきます。

本日お配りさせていただいております資料の「守口市社会教育関係団体補助金交付要綱改正案」等を御覧ください。

この間の守口市社会教育関係団体補助金につきましては、昨年 10 月に開催させていただきました、第 1 回社会教育委員会会議においても御説明させていただきましたが、令和 6 年 3

月に、当該補助金の対象に、文化・芸術の分野を加えまして、体育・スポーツの分野にも拡充し、本市におけるスポーツの振興及び発展に資するものとする事で、各団体が事業を行いやすい環境を整え、市民の皆さんが社会参加を行う機会の充実、及び健康寿命の延伸にもつながることから、補助対象事業を拡充する内容で、補助金要綱の改正をさせていただき、この社会教育委員会議でも御報告させていただいております。

その後、守口市議会に令和6年6月に設置されました、社会教育関係団体補助金に関する事務調査特別委員会や、令和7年度当初予算を審議します、市民環境委員会等で、様々な御意見を頂戴したことから、令和7年度予算において、令和6年度に拡充した部分については減額し、要綱改正前の令和5年度ベースとなっているところでございます。

これらのことから、再度要綱の内容を見直し、本日の改正案とさせていただいているものとなっております。

それでは、主な改正内容について、簡単に御説明させていただきます。

要綱改正の大きな方向性としましては、令和6年度に改正したものを、改正前のものに戻す。また、令和7年7月に、市が交付する補助金等の交付の申請、交付の決定、返還、調査等について、基本的事項を定めることにより、補助金等に係る予算の執行の適正化を図ることを目的として制定した、守口市補助金等交付規則の規定内容を盛り込んだものとなっております。

具体的に御説明させていただきます。

まず、第1条の趣旨の部分でございますが、令和6年度に追記しました体育・スポーツの部分削除しております。

第2条では、団体の資格要件が分かりやすい表現になるように、改正しております。

第3条では、こちらも令和6年度に追記しました事業を削除しております。

第8条では、これまで規定されておりました「申請の取下げについて」を追記しております。

第9条では、こちらもこれまで規定されておりました「事業計画の変更について」を追記しております。

続いて、第12条及び第13条では、これまでは事業が完了する前に補助金を交付する、概算払いについてのみの規定となっておりますが、事業完了後に補助金を交付する、いわゆる完了払いができるように、追記等をしております。

最後に、別表第1では、これまでの補助対象経費に項目を追加し、少し曖昧な表現となっております、「その他教育長が必要と認める経費」を削除しております。

以上が、主な改正内容となっております。

なお、社会教育関係団体補助金交付要綱から、体育・スポーツの部分について、削除はさせていただきますが、市としてスポーツ振興に取り組まないということではなく、別の事業等で、今後もスポーツ振興は推進していくものでございます。

今後の予定としましては、本日の社会教育委員会議で御意見を頂戴した後、市議会に対しても改正内容の御説明をさせていただき、最終的な要綱改正の事務手続を進めていきたいと考えております。

以上となっております。よろしくお願いいたします。

○議長　ありがとうございました。

説明が終わりました。御質問、御意見はございませんか。

○○委員、どうぞ。

○委員　改正前もこうなんですけど、12条のところの請求及び交付のところ、守口市スポーツ関係団体補助金交付請求書により請求する、なんですが、スポーツという文言があります。消えるのに、どうしてかなとちょっと不思議に思いました。

○事務局　大変失礼しました。誤植です。

○議長　ありがとうございます。

○○委員、どうぞ。

○委員　すいません。第2条の(5)のところ、これが前の6、7を含めて、「政治活動を行う団体」というような表現になっているんですけども、この表現で十分なのですか。

○事務局　前の表記よりも、十分か不十分かでいうと、どちらかというところ前の書き方のほうが、政治活動の中でも、どちらかというところ具体を書いているような状況だったので、例えば「主たる目的としない」であったりとか、逆にちょっと政治活動でも認められる部分があるのではないかと、という読み取りもできるんじゃないかというところ御意見もありまして、基本的には政治活動を行わない。行う団体は駄目ですよ、ということをもう網羅的に書くために、こういうふうな形で書かせていただいたというところなので、十分か不十分かで言うと、前よりかは十分政治活動の制限ということでは、何て言うんですかね。充実させたというのか、そういうふうな意味合いで、こういう書き方をさせていただいているというところですね。

○議長　ありがとうございます。

よろしいか。

○委員　はい。意見としては、どういうものを使っても政治活動という定義は何だとかいうところまでくると、条文の濫用というのか、全て市民の活動を止めてしまう時代が、今の時代はそういうことはあまり言われなくても、過去を振り返れば、そういうことでもって市民の活動を法的に制限してしまうんだみたいな、立場になってはいけなくて、ではこのままでもいいというのは難しいところなので、運用については、当然慎重ではないといけないというところかと思いました。意見でございます。

○事務局　ありがとうございます。今いただいた意見も当然として、もちろん政治活動全般というのは、憲法21条で保障されている表現の自由の中でも、重要といわれている人権のうちの1つでもありますから、例えば政治活動としても、ではどういう活動が具体的に政治活動になるのかというのは、その団体さんが、仮に何か疑わしいような内容のことをしているという話が、基本的にはどこからか我々に情報が入ってくるんだと思います。ここで明記し

ているから、政治活動自体を、じゃあ完全に排除できるかということ、その団体さんが、故意か過失かは別として、やっちゃったというようなことがひょっとしたらあり得る話なんで、そういう情報が入ってきたときに、我々が丁寧に調査をして、それを個別具体的に判断していくというのが、当然の運用上の形にはなるかと思いますので。当然やり過ぎると権力の濫用になってしまいますから、そうはならないように適切にもちろん対応するという前提で書かせていただいております。

○議長 はい。ありがとうございます。

私もこのようにまとめたほうが、かえっていいかなというので、読んでいたんです。

で、もう一つはその前の（３）で、民主制を確保されているということが取られるわけで、これの民主制って何かとか言って、かえって取っちゃったほうがいいんだけど、これを逆に揚げ足取って何だ、とかいうような場合があったときの説明といいますか、準備はしておいたほうがいいかなという思いでございます。

質問というよりは、そこら辺は回答といいますか。そこは準備しといて、これも私は賛成ですけど、わざわざここまで民主制とか書きちゃったのかなと、思ったりするんで、すっきりいったらいいなと思っています。

○事務局 ありがとうございます。

多分恐らく過去、どこか別の団体の、自治体とかの、多分こういう要綱とかを参考につくったんだろうなと。

民主制のところは、もうまさしく定款とか規約とか、一定そういうふうに団体として明確に、組織のいろいろなことを決めている何かがあって、代表者が明らかであることというところで網羅はできているのかな、というところなので、その辺り、もし何か御質問があったときには丁寧に説明させていただこうと思いますので。

○議長 はい。ありがとうございます。

○委員 細かいところなんですけど、第１条、第１１条の括弧のところ。補助金の額の決定、これ団体補助金っていうのに、今回統一されてるのかなと思いますけれど。

○事務局 団体補助金額の確定ですか。

○議長 括弧書きのところ。

○委員 そうですね。第１１条で。

○事務局 失礼しました。改正案はなっているけどということですか。

○委員 そうですね。

○事務局 こちら、新旧が反映しておらず、申し訳ございません。団体補助金の額の確定に関する規定が新しいものとなっております。申し訳ございません。

○議長 ほかに何か御意見はないでしょうか。
それでは、御意見がなさそうなので。

○委員 すいません。

○議長 ○○委員、お願いします。

○委員 この会議の役割としては、当然法律的に補助金を交付する場合には、社会教育委員会会議の意見を聞かなければいけないということで、だからここは決定するところじゃないんですよね。ですから、決定は教育委員会とか別の会議でやられることになりますよね。

○事務局 事務手続上は、要綱になりますと、教育委員会ですと、教育長のほうで決定させていただいて、教育委員会定例会で報告させていただくことになります。

○委員 報告ですね。ですから、ある種この会議で先に意見を述べさせていただけるということですので、もしかしたら申請内容に、これをこうしてもらったほうがいいんじゃないかというのが、意見として述べさせていただけるわけですね。この用途としてはちょっとふさわしくないんじゃないでしょうかというふうなものがあれば、あと修正をしていただいて、それを別にここが承認するわけではないですよ。

○事務局 補助金の申請があったというところですね。

○委員 そうですね。申請出てきた。ここでこういう申請がありましたから、という原案を出していただける。それに対して意見を述べるという場ですよ。

○事務局 そもその社会教育委員会、毎年大体第1回目の会議のときにさせていただいたような、各団体からの申請が挙がってきた部分で、交付する前に会議で御意見をお伺いしています。

○委員 そうですね。

○事務局 はい。最終交付決定は、我々でさせていただいている。

○委員 そうですね。

○事務局 はい。

○委員 だからここで意見言える。また行政のほうで、団体とも調整をする中で、こういうことで決定しましょうというのは、教育長さんですか。

○事務局 分けていきますと、この要綱、補助金交付要綱については、一定ルールということで、教育長決裁まで、今回も御意見いただいたとして、最終ちょっと文言等については、市の法制文書課とも最終調整して、最終確定版を作成することとなります。

今おっしゃられたその補助金の申請については、おっしゃっていただいたとおり、また次の会に恐らくなると思うんですけども、新しい補助金交付要綱に基づいて、申請書が挙がってきたものを、こちら会議諮らせていただきまして、御意見お伺いして、多少いただいた御意見によって、内容変わる可能性はあるんですけども、最終交付決定をさせていただくというところで。はい。

○委員 はい。手順だけの確認です。

○議長 ありがとうございます。
ほかに。はい、〇〇委員、どうぞ。

○委員 とても単純な質問なんですけどいいですか。この内容に関しては、生涯学習・スポーツ振興課と社会教育委員が考えるんですけど、許可を出すのは教育長ですか。

○事務局 はい。

○委員 交付するかどうか。

○事務局 教育長なんですけども、いわゆるその事務手続といいますのが、決裁という表現をするんですけど、誰が確定するのかというのは、例えば金額とか内容に基づいて、誰々がする、誰がすると決まっております。

ただ、こういった補助金の金額で、そんなに高くない金額になりますと、例えば課長で、ここは決定させていただくと、こういったところはございます。

○委員 で、だからこの要綱の中で見ていると、私たちは教育委員会に属していないのに、どうして教育長を経て交付されるのかなというのが、すごく疑問です。

○事務局 まず、この社会教育委員会議自体、また社会教育委員会議の補助金というところが、もともとは教育委員会として行う事務ということで整理されておまして、今、我々確かに事務させていただいている、市民生活部、いわゆる市長部局という仕事をさせていただいているんですけども、いわゆる補助執行というような仕組みがございまして、教育委員会の事務やけども、実際その作業、事務をするのは市長部局の我々、生涯学習・スポーツ振興課が行うというような、規定で定まっていますところがありますので、本来の教育委員会としての取り組むべき事業が、この会議であるとか、補助金交付の事務というところになってお

ります。

実際に、この事務の権限自体は教育委員会にあるんですが、これは地方教育行政に関する法律の中で社会教育に関することは、教育委員会で処理するというのが、法律で決まっています。

その中で、実際に、事務を執行する上で、例えば我々市長部局ですけど、例えば、スポーツ振興や文化振興、社会教育に含まれるいろんな分野があるんですけど、一部スポーツ振興とか文化振興というのは、条例で定めて、法律で決まっているので、条例を定めて市長部局で執行する事務ということに、守口市はしているんですね。

そういう市長部局として執行する事務の中に、社会教育もあるので、社会教育全般の事務も、権限は教育委員会にあるんですが、もうここで一部、文化とかスポーツをやっているここで事務をするほうが、一体的にできますよねということで、補助執行というルールを使って、教育委員会の権限の事務を、我々が事務を執行している立場というところです。

○委員　こちらで行っているということですね。

○事務局　はい、そうです。

○委員　分かりました。

○事務局　最終のこの補助金の交付の権限自体は、教育の業務になるので、教育長が定めるであったりとか、教育委員会の代表の立場の方のお名前があるというような形です。

○委員　予算としても、いわゆる教育予算ですか。

○事務局　はい。そうです。

○委員　ほかの学校教育も含めたいわゆる教育予算ですか。

○事務局　そうです。教育費というところで見えています。

○委員　そうですね。我々も、教育委員会のほうからの委任を受けている。委嘱を受けている。

○事務局　そうですね。

○委員　だけど、市長部局とは、私は教育委員会教育長から。

○事務局　我々も市長部局なんですけど、この社会教育のこの事務をするときは、教育委員会の立場で事務を執行しているということですね。ありがとうございます。

○議長 はい、ありがとうございます。

ほかに御意見はないでしょうか。

○委員 よろしいですか。

○議長 はい。

○委員 補助金の出せる内容というか、大分整理をされたんだと思います。逆に、現実の現状に合わせて、分かりやすくしようというところだと思いますが、いつも申請されたもので、気になるところでいうので、意見させていただくのは、例えば講師謝礼であったり、あるいは今回入れられたような、賞品という言い方でいいのかなとか、どういうことに対して補助するのがいいのだろうか、というふうなことを、意見として多分出てくるんだと思います。

ただ、これは何割を超えてはいけないとかいうような、数字で書けるのは難しい問題だと思いますから、その辺り、団体さんには分からないかもしれないので、申請されたときに、ここは気をつけていただきたいとかいう感じで、例えば過去からの決定の中での意見を踏まえると、ここに偏った使い方よりも、こんなふうにされたらどうですか、とかいう形で、使用方に疑義が出ないように、また行政として、団体さんに指示はできないかもしれない。御指導してあげたいというか、相談に乗ってあげていただきたいなと思っています。

これも意見でございます。

○議長 はい、ありがとうございます。

○事務局 ありがとうございます。当然要綱改正、今回またさせていただきますので、各団体の皆様に丁寧に、当然御説明させていただいて、なぜこういう改正させていただいたかという趣旨の御説明させていただいた上で、申請していただくように思っております。

今おっしゃっていただいた別表のところに、今までは項目してなかったのを、あえて細かく書かせていただいているというところがございますので、今後、もっと我々が気づかないような、こういう支出の出し方があるということが、今後申請等であるようであれば、今回の申請ではなかなかお受けするのは難しいかと思うんですけれども、例えばその後の要綱改正で追加させていただいてというところも、当然対応としてはあり得るのかなとは思っておりますので、柔軟には対応していきたいなと思っています。

○委員 そうですね。いわゆるその中で逃げる場所がない。あえて取ったわけですけども、またうまく運用していけるように、団体さんが動きにくくならないようにしてあげなきゃいけないかなと思います。

○議長 もう質問はないようですので、閉じまして、議題2のその他、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 はい、ありがとうございます。

続きまして、その他の部分で、前回、前々回の会議でも御意見等頂戴しました、令和6年度守口市立図書館運営状況についての評価及び今後の運営についての資料のところでございます。

第1回及び第2回会議で完成しました評価表について、前回の図書館で行いました会議の後、頂戴した御意見を修正させていただきまして、最後深田議長と調整させていただきまして、社会教育委員会会議の答申とさせていただきます。

本日はその資料を、添付のほうさせていただいております。

その後、令和8年2月2日の教育委員会定例会で、報告をさせていただきました。

その後に、守口市立図書館の指定管理者にも、こちら通知のほうをさせていただきまして、今後の運営にちょっと、運営に役立てていただきたいか、参考にさせていただくということで、通知のほうをさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長 はい。ありがとうございます。

質問はないでしょうか。

答申のほうは、ありがとうございました。

今の件につきまして、どうでしょうか。

○委員 これ、もう済んでいるんですね。

○事務局 済んでいます。これでいかせていただきました。

○委員 質問というか、意見なんですけども、前回のときに、高市首相が社会保障のための社会教育だというようなことを言ったときに、それで、N I S Aを含めたのをやってます、とか言って、金融講座とかいうのが、もうやっていたんですね。

○事務局 図書館で、はい。やっています。

○委員 図書館で。

ただ、これ素人ですから、この講座を受けて、損しちゃったとかそんなんはないですね。

○事務局 そうですね。そこまでちょっと、本格的なところではないとは思う。取っかかりの講座なのかなと思うんですけど。

○委員 でしょうね。

○事務局 そういったところを聞いてらっしゃる。多分お金の仕組みとか、多分投資とはとか、考え方のところが、要はもうそれこそリテラシー的なところの講習だと思うので。

○事務局 これいいですよとかっていう、具体的話は多分してないと思うんですけど。

○委員 それは危ないです。

○委員 それで聞いたのは、仄聞なんですけども、ここでしたら名前だしてもいいけど、関西大学ですかね。そこはもう、かなり前からこういう金融講座をすごいやって、市民がたくさん聞いているとかいうような話があって。で、そのときに似たようなこと言って、大学に損したっていうようなクレーム言ったら、そんなような講座ではないです。そんなの聞いていたんで、あとは見落としてたので、今言っただけです。

以上です。

○議長 はい、ありがとうございます。

○委員 実際これ、たくさんやっている人、いますね。学生もやっているのは何人もいます。

○○先生、やりますかって言うけど、もうこの年で勇気ないからやらない。

○議長 何かほかに何か、御意見はないでしょうか。

○委員 ちょっと守口市じゃないですけど、いいですか、図書館。

門真市すごい施設ができました。連携する必要ないでしょうけど。守口市民は使えるんですか。

○事務局 一般的、基本的には、北河内と、あと大阪市もなんですけど、例えば利用者カードとかというのは作れるようにはなると思います。

○委員 前も門真の図書館と守口の連携なんかしていましたね、カードを。

○事務局 カード、そうですね。基本的にはもうルールでそういうふうに提携といいますか、していますので、基本的にはカード自体は作れるはずです。

○委員 向こうでまた仕入れてきたことを、こんなにもやっていますよ、みたいな。

○事務局 そうですね。一応年2回ぐらい、各市の図書館担当者が集まってする会議みたいなものがありますので、それでいろいろ情報交換、今もさせていただいているところですので、参考にさせていただきたいなと思っております。

○委員 また参考で、私は守口市じゃなくて大阪市なんですよね。で、大阪市立図書館にない本を、どうかといって調べると、大阪市立図書館じゃないけれども、例えば豊中市であるとか、門真とか守口とか、そういうところから本を取り寄せてもらえます。無料でね。

国会図書館の場合は、無料じゃないんですよ。書留とか何とかでお金かかるんですけども、きっと大阪市内でしたらそれできるし、あとかなり急いでいた場合で、私の場合、大学行く

のは山の上で、それよりは大阪の地元のほうが近いんで、そこで紹介ということじゃないですけど、電話でやった場合は、市じゃなくて具体的に吹田市かな。吹田市の図書館に行ったら、すぐ受け入れてくれましたからね。大丈夫だと思います。

○委員 大阪市の図書館で探されてない場合、もし守口にあったら。

○委員 私の場合は、市立図書館までもちょっと遠いんですけども、福島区なんで、福島図書館があるんですよ。それは家から10分ちょっとぐらいなんで、そこに行って、ちょっとした書類を書いて、この本を借りたいんだと。そしたら調べて、幾つかあったら、そこからも取り寄せられます。

○委員 そういうシステムになっているということですね。

○事務局 守口にない場合も、それこそ近隣の門真ですとか、他市であるとか、大阪府立図書館とかにあるようであれば、そっちから取り寄せて。

○委員 網羅されているということなんですね。

○事務局 はい。そこは大丈夫です。

○委員 検索したときに、一応その中でヒットするという。

○事務局 そうです。こんな本ないかって聞いていただいたら、守口市内になかったら、ほかのどこ調べに行ったら、あったら当然そこで借りられているとかいう状況もあるんですけど、多少時間かかってでも取り寄せられます。

○委員 それで来るということなんですね。

○事務局 はい、貸し出しできます。

○委員 私の経験の場合でしたら、2週間とかじゃなくて、少し短くなるとか、あと物によってはこの館内だけで読んでくれとか、そういう制限はあるんですけども、かなり便宜図ってもらえると。守口の場合も同じだと思います。

○委員 どこの図書館ならあります、みたいな、そこまでの表示は特にないので。

○事務局 そうですね。ちょっと全部が同じ、我々システムで見るとはんですけど、同じものでつながっていないので、どうしても利用者側から見たときは分からないんですね。

○委員 分からない。そうなんですね。

○事務局 ただ図書館側からそこに確認しにいったりしたら、すぐ分かるようにはしていません。

○委員 それこそ図書館に、電話でもいいから尋ねたら。

○事務局 そうですね。聞いていただいたら、何とか探してはくれます。

○委員 本がしっかり分かってなくても、こんな本ないですかっていう、レファレンス的に言えば、探してみましようというふうに教えていただけるというのも、サービスですよ。

○事務局 いわゆるそのレファレンスサービスです。はい。

○委員 レファレンスサービスですね。

○委員 これは、守口市の図書館の蔵書数とか、いつもいただきますよね。資料に。でも、それ以外のところからも連携しているということは、そこに書かれている数以外のものも見れるということなんですか。

○事務局 図書、本ということですよ。

○委員 蔵書数というのは、あそこの守口市の図書館の中にある本。数が書かれてる。

○事務局 そうですね。あくまでも守口市として所蔵してるものです。

○委員 所蔵している本がこれだけですっていう。

○事務局 はい。ないものも、当然借りてこれるということです。

○議長 それではちょっと、聞かせてほしいですね。

指定管理者っていうものができたから、すごいスムーズにいったのか。それとも行政同士が図書館の、今の言うような話の中でスタートしていったということか。

○事務局 ルール自体は、指定管理者とは関係なく、図書館というものが、基本的にはそういうルールでつながっているものというふうに、お考えいただいた方がいいかな、とおもっております。

○議長 はい。ありがとうございます。

○委員

私の記憶なんですけれども、指定管理者が広がるような時期と、あとインターネットが発展して、図書館のOPACというんですかね。各図書館のネットワークですか。はい。それが発展したのが、時期が同じなんで、波長が合ったというところかなって、私はそんな感じで、別に指定管理者だからっていうんじゃないくて、同時並行的になったような印象です。

○議長　ありがとうございます。

○委員　大学の場合もそうでした。

○議長　そうなんですか。

ほかにないでしょうか。○○委員、どうです。

○委員　まあここへ書いていただいて、まとめていただいた意見が、次につながるようにということで、期待をしております。

○事務局　はい、ありがとうございます。

○議長　○○委員、どうでしょう。

○委員　うまくまとめていただいて、読ませていただきました。特段の意見はありません。

○議長　はい、ありがとうございます。

もうほかにないようでは、その他の3ですか。

○事務局　その他、すいません。この案件だけでした。

○議長　では今日は、いい話をいっぱいしていただき、有意義な会議になったかなと思います。

今日はちょっと時間早いですけれども、さっと終わるときもつくって、やっていったほうが効率的やなというふうに思いますので。

そういうことで、閉会をさせていただきます。よろしくお願いいたします。お疲れさまでした。